

第4 農作物の部

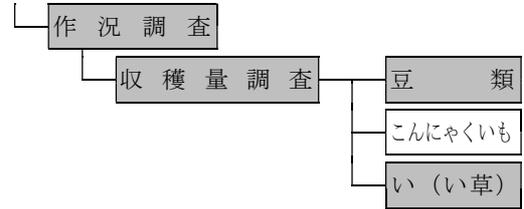
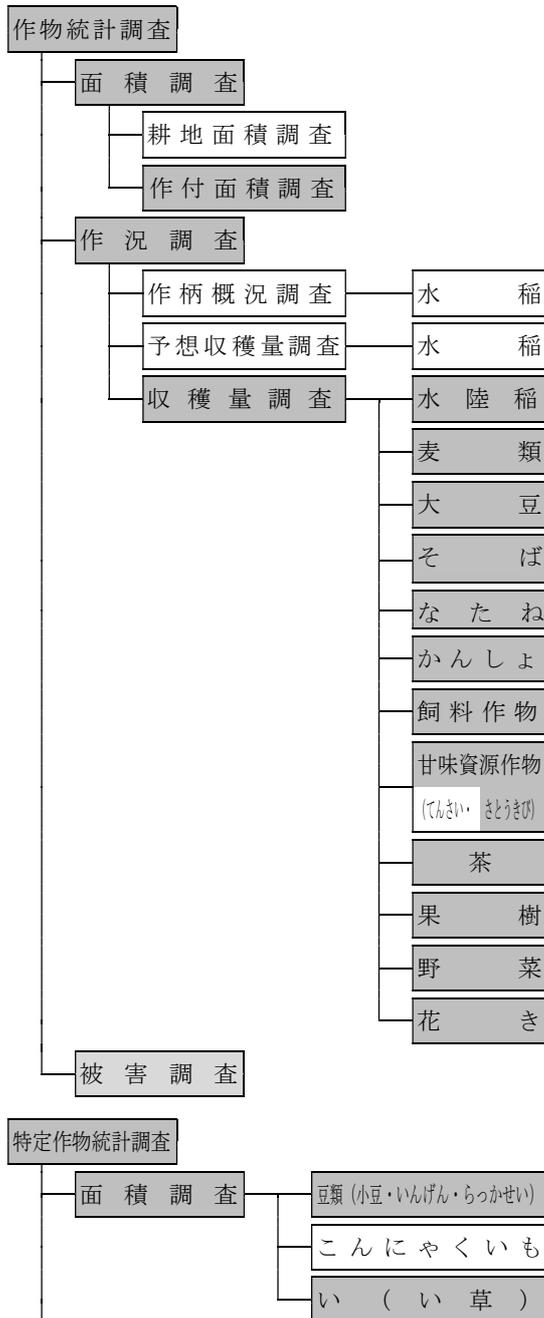
解説

この部には、「作物統計調査」及び「特定作物統計調査」の結果から作付面積、収穫量、出荷量、被害量等に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 調査の体系

(網掛部分は、この部に掲載している調査)



(2) 水稲、陸稲

ア 調査の目的

水陸稲の作付面積調査及び作況調査は、水陸稲の作付面積、作柄状況・収穫量等を明らかにすることにより、生産対策、需給見通しの策定、経営安定対策、技術指導等の農政推進のための資料とすることを目的としています。

イ 調査期日

作付面積…水稲は7月15日

陸稲は収穫期

収穫量…収穫期

ウ 調査の方法

(ア) 水稲

作付面積調査は、全国全ての土地を隙間なく区分した格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための単位区とし、地目等に基づいて抽出した標本単位区以内の水稲の作付けの状況及びその範囲を実測調査(対地標本実測調査)しました。なお、遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、巡回・見積り、情報収集により把握しています。

作況調査は、調査対象を水稲が栽培されている耕地としています。

作付面積調査の田が存在する単位区から、収量等を指標とした階層から抽出した標本単位区内の水稲が作付されている筆(作況標本筆)に対する実測調査を行いました。

各作況標本筆の10a当たり玄米重を基に、コンバインを使用して収穫する際に発生する収穫ロス、被害データ、作況基準筆

(10 a 当たり収量を巡回・見積りにより把握する際の基準とするものとして有意に選定した筆)の実測結果及び特異な被害が発生した際に設置する被害調査筆の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに情報収集による作柄及び被害の見積りによって推定値を補完し、10 a 当たり収量を推定しました。

水稻の被害量は農作物に被害が発生した後、生育段階に合わせて被害の状況を巡回・見積りで把握します。また、特異な被害が発生した場合は、被害調査筆を設置して調査を実施し把握します。

(1) 陸稲

令和3年産の陸稲調査は作付面積、収穫量ともに主産県調査として実施しました(九州に主産県はありません。)

作付面積調査にあつては3年周期、作況調査では、全ての都道府県を対象とする全国調査を6年ごと(直近では平成29年産)に実施し、その中間年にあつては、全国調査年における作付面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県に対し主産県調査を実施しています。

調査対象を関係団体及び販売目的で作付けした農林業経営体とし、郵送等により調査を行い、巡回及び情報収集により補完しました。

(3) 麦類、豆類、そば、かんしょ、飼料作物、工芸農作物(なたね、茶、い、さとうきび等)

ア 調査の目的

麦類、豆類等の調査は、作物統計調査及び特定作物統計調査として実施しました。

作物統計調査は、調査対象作物の生産に関する実態を明らかにすることにより、食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の策定及び達成状況検証、経営所得安定対策の交付金算定、作物の生産振興のための各種事業(強い農業担い手づくり総合支援交付金等)の推進、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済事業の適切な運営等のための農政の基礎資料を整備することを目的

としています。

特定作物統計調査は、豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的としています。

イ 調査期日

茶の作付面積 … 7月15日

豆類の作付面積… 9月1日

その他の作物の作付面積及び収穫量
…収穫期

ウ 調査の方法

麦類(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆、そば及びなたねは全国の区域、さとうきびは鹿児島県及び沖縄県の区域、「い」は福岡県及び熊本県の区域で調査を行いました。かんしょ、飼料作物(牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー)、茶及び豆類の令和2年産は、主産県調査を行いました(「調査の範囲」を参照)。

作付面積調査については、調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体を調査対象に郵送等の調査を行いました。集計は、関係団体調査結果を基に巡回・見積り及び情報収集により補完しています。

収穫量調査については、さとうきびの製糖会社・工場等、茶の荒茶工場、「い」を取り扱っている全ての農協等の関係団体、それ以外の作物については調査対象作物を取り扱う農協等の関係団体及び標本経営体(都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量が8割に満たない場合、農林業センサをもとに抽出した農業経営体)に対して郵送等の調査を行いました。

また、必要に応じて巡回及び情報収集の結果により補完しています。

調査の範囲

作物	区域
麦類(小麦、二条大麦、	全国の区域

六条大麦及びはだか麦)、大豆、そば及びなたね	
かんしょ	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域(直近では平成29年産)
飼料作物(牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー)	全国作付(栽培)面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域(直近では平成29年産)
さとうきび	鹿児島県及び沖縄県の区域
茶	全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県のうち半相殺方式を採用する都道府県及び強い農業担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業を実施する都道府県の区域。ただし、6年ごとに全国の区域(直近では平成26年産)
豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域(平成30年産で実施)
い	福岡県及び熊本県の区域

(4) 野菜

ア 調査の目的

作物統計調査の作況調査のうち野菜調査は、野菜の作付面積、収穫量、出荷量等の現状とその動向を明らかにし、食料・農業・農

村基本計画における野菜を安定的に供給するための生産努力目標の策定並びにその達成に向けた生産対策及び需給調整・流通改善対策の推進並びに農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく畑作物共済事業の適正な運営等のための資料を整備することを目的としています。

イ 調査期日

収穫・出荷終了時

ウ 調査の方法

令和2年産の野菜調査は、作付面積及び収穫量ともに主産県調査として実施しました。

作付面積調査にあつては3年周期、収穫量調査にあつては6年周期で全国調査(直近では作付面積調査及び収穫量調査ともに平成28年産)を実施しています。中間年は、全国調査年における作付面積の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、野菜指定産地に指定された区域を含む都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県又は特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県を調査対象(主産県)としています。

調査対象者は、調査対象品目を取り扱っている全ての農協等及び野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第10条第1項に規定する登録生産者(関係団体調査・全数調査)及び都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない場合は、農林業センサスを基に抽出した農林業経営体(標本経営体調査・標本調査)とし、郵送等の調査を行いました。

作付面積調査は、関係団体調査結果を基に、巡回・見積り及び情報収集により補完しています。

収穫量調査は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた10a当たり収量に作付面積を乗じて算出し、必要に応じて巡回又は情報収集により補完しています。出荷量の集計は、関係団体調査結果から得られた出荷量及び標本経営体調査結果から得られた10a当たり出荷量等を基に算出しています。

(5) 果樹

ア 調査の目的

作物統計調査の作況調査の果樹調査は、果樹の結果樹面積、収穫量、出荷量等の現状とその動向を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における果実の生産努力目標の策定及びその達成に向けた生産対策、需給調整・流通改善対策の推進、農業保険法に基づく果樹共済事業の適正な運営等のための資料を整備することを目的としています。

イ 調査期日

収穫・出荷終了時

ウ 調査の方法

令和2年産の果樹調査は、全国調査を実施しました。

全ての都道府県を調査対象とする全国調査を6年ごとに実施しており（直近では平成26年産）、その中間年にあつては、調査対象品目ごとに、全国調査年における栽培面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、果樹共済事業を実施する都道府県並びにみかん及びりんごにあつては果実需給安定対策事業を実施する都道府県を調査の範囲としています。

調査対象者は、調査対象品目を取り扱っている全ての農協等の関係団体及び、都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない場合は、農林業センサスを基に抽出した農林業経営体（標本経営体調査・標本調査）とし、郵送等の調査を行いました。

結果樹面積は、関係団体調査結果を基に巡回・見積り及び情報収集により補完しています。

収穫量は、関係団体調査及び標本経営体調査結果を基に算出し、必要に応じて巡回又は情報収集により補完しています。

出荷量は、関係団体調査結果及び標本経営体調査結果を基に算出しています。

(6) 花き

ア 調査の目的

作物統計調査の作況調査のうち花き調査は、花きの作付（収穫）面積及び出荷量の現

状とその動向を明らかにし、花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）に基づき策定された「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」において推進される各種対策のための資料を整備することを目的としています。

イ 調査期日

翌年2月末日

ウ 調査の方法

令和2年産の花き調査は、作付面積及び収穫量ともに主産県調査を実施しました。

作付面積にあつては3年周期、収穫量にあつては6年周期で全国調査を実施しています。その中間年にあつては、調査対象品目ごとに、全国調査年における作付（収穫）面積の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査対象（主産県）としています。

調査対象は、調査対象品目を取り扱っている全ての農協等の関係団体（関係団体調査・全数調査）及び都道府県ごとの出荷量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない場合は、農林業センサスを基に抽出した農林業経営体（標本経営体調査・標本調査）とし、郵送等の調査を行いました。

作付（収穫）面積は、関係団体調査結果を基に、巡回・見積り及び情報収集により補完しています。

出荷量は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から算出し、必要に応じて巡回又は情報収集により補完しています。

2 用語の解説

(1) 作付面積

は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物（水稻、麦等）を作付けしている面積をいいます。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上しました。

なお、花きにおいては、販売を目的として、花き栽培のために利用することを目的に作付

けた面積をいい、自家用として庭園等に栽培したもの及び公園などで観賞用に植え付けられているものの面積は除きます。

(2) 収穫量

収穫し、収納（収穫後、保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れること）がされた一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいいます。

なお、野菜及び果樹の年産区分については、「年産区分一覧表」のとおり定めています。

(3) 乾燥子実

食用にすることを目的に未成熟(完熟期以前)で収穫されるもの（えだまめ、さやいんげんなど）を除いたものをいいます。また、らっかせいは、さやつきのものをいいます。

(4) 栽培面積

植付け等の後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物（果樹、茶等）を栽培している面積をいいます。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、栽培面積として計上しました。

(5) 摘採面積（茶）

茶栽培面積のうち、収穫を目的として茶葉の摘取りが行われた実面積をいいます。

(6) 春植え・夏植え・株出し（さとうきび）

春植えは、当年2月から4月まで植え付けて、当年12月から翌年4月までに収穫したものをいいます。

夏植えは、前年7月から9月まで植え付けて、当年12月から翌年4月までに収穫したものをいいます。

株出しは、前年産として収穫した株から発芽させて、当年12月から翌年4月までに収穫したものをいいます。

(7) 出荷量

収穫量から生産者が自家消費した量、生産物を贈与した量、収穫後の減耗量及び種子用又は飼料用として販売した量を差し引いた重量をいいます。

また、出荷量の計量形態は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの

表示量目）を計上しています。したがって、入目量は含めていません。

(8) 指定野菜

野菜生産出荷安定法第2条に規定する「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの」をいいます。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に掲げる次の品目をいいます。

キャベツ（春キャベツ、夏秋キャベツ及び冬キャベツ）、きゅうり（冬春きゅうり及び夏秋きゅうり）、さといも（秋冬さといも）、だいこん（春だいこん、夏だいこん及び秋冬だいこん）、トマト（冬春トマト及び夏秋トマト）、なす（冬春なす及び夏秋なす）、にんじん（春夏にんじん、秋にんじん及び冬にんじん）、ねぎ（春ねぎ、夏ねぎ及び秋冬ねぎ）、はくさい（春はくさい、夏はくさい及び秋冬はくさい）、ピーマン（冬春ピーマン及び夏秋ピーマン）、レタス（春レタス、夏秋レタス及び冬レタス）、たまねぎ、ばれいしょ及びほうれんそう

(9) 指定産地（野菜）

野菜生産出荷安定法第4条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地をいいます（令和2年5月8日農林水産省告示第931号）。

(10) 結果樹面積（果樹）

栽培面積のうち生産者が当該年産の収穫を意図して結果させた面積をいいます。

(11) 収穫面積（花き）

花きの球根類及び鉢もの類の作付面積（鉢もの類にあつては、鉢が占有しているベッド、棚等の延べ面積をいう。）のうち、収穫又は出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積を除いたものをいいます。

(12) 被害面積・被害量（水稻）

被害は、栽培を開始してから収納をするまでの間に、気象的原因、生物的原因その他異常な事象によって農作物に損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると

見込まれる収量（基準収量）より減収した状態をいいます。

被害面積は、農作物に損傷が生じ、基準収量より減収した面積、被害量は、基準収量から減収した量をいいます。

3 利用上の注意

「作物統計調査」、「特定作物統計調査」の統計数値については、次の方法によって四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

原 数	7 桁以上 (100 万)	6 桁 (10 万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1,000)	3 桁 以下 (100)
四捨五入 する桁 (下から)	3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 しない
例					
四捨五入 する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
四捨五入 した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

年産区分一覧表

野菜

品 目	年産区分 (主たる収穫・出荷期間)	品 目	年産区分 (主たる収穫・出荷期間)
(根 菜 類)		(果 菜 類)	
だ い こ ん	当年 4 月～翌年 3 月	き ゆ う り	前年 12 月～当年 11 月
か ぶ	前年 9 月～当年 8 月	か ぼ ち や	当年 1 月～当年 12 月
に ん じ ん	当年 4 月～翌年 3 月	な す	前年 12 月～当年 11 月
ご ぼ う	〃	ト マ ト	〃
れ ん こ ん	〃	ピ ー マ ン	前年 11 月～当年 10 月
ば れ い し ょ	〃	ス イ ト コ ー ン	当年 1 月～当年 12 月
さ と い も	〃	さ や い ん げ ん	〃
や ま の い も	〃	さ や え ん ど う	前年 9 月～当年 8 月
(葉 茎 菜 類)		グ リ ー ン ピ ー ス	〃
は く さ い	当年 4 月～翌年 3 月	そ ら ま め	当年 1 月～当年 12 月
こ ま つ な	当年 1 月～当年 12 月	え だ ま め	〃
キ ャ ベ ツ	当年 4 月～翌年 3 月	(香 辛 野 菜)	
ち ん げ ん さ い	当年 1 月～当年 12 月	し ょ う が	当年 4 月～翌年 3 月
ほ う れ ん そ う	当年 4 月～翌年 3 月	(果 実 的 野 菜)	
ふ き	当年 1 月～当年 12 月	い ち ご	前年 10 月～当年 9 月
み つ ば	〃	メ ロ ン	当年 1 月～当年 12 月
し ゅ ん ぎ く	〃	す い か	〃
み ず な	〃		
セ ル リ ー	〃		
ア ス パ ラ ガ ス	〃		
カ リ フ ラ ワ ー	当年 4 月～翌年 3 月		
ブ ロ ッ コ リ ー	〃		
レ タ ス	〃		
ね ぎ	〃		
に ら	当年 1 月～当年 12 月		
た ま ね ぎ	当年 4 月～翌年 3 月		
に ん に く	当年 1 月～当年 12 月		

果樹

品 目	年産区分 (主たる収穫期間)	品 目	年産区分 (主たる収穫期間)
み か ん	当年 4 月～当年 12 月	か き	当年 9 月～当年 12 月
日 本 な し	当年 8 月～当年 9 月	も も	当年 7 月～当年 8 月
く り	当年 8 月～当年 10 月	す も も	当年 6 月～当年 8 月
び わ	当年 5 月～当年 6 月	う め	当年 6 月
ぶ ど う	当年 7 月～当年 10 月	キ ウ イ フ ル ー ツ	当年 10 月～当年 12 月
り ん ご	当年 8 月～当年 11 月	お う と う	当年 5 月～当年 7 月